

## 臨時総会上程議案書

### 議決事項

#### 第1号議案

ダイコー株式会社（代表取締役 大西 一幸） 除名の件

下記の当法人正会員は、当法人定款第9条第2号「この法人の名誉をき損し、又はその目的に反する行為をしたとき。」に該当し、下記の正会員を、当法人定款第9条により、当法人から除名することの承認を求める。

会 員 ダイコー株式会社（代表取締役 大西 一幸）（所属支部 尾張西支部）

#### 第1 処分の原因となる事実

平成28年1月13日に愛知県健康福祉部保健医療局生活衛生課食品衛生・監視グループ及び愛知県環境部資源循環推進課廃棄物監視指導室連名で、「食品衛生上の問題が危惧されるビーフカツの流通について」が発表され、株式会社壺番屋が上記会員に処分を委託したにもかかわらず、上記会員が受託した食品廃棄物を食品として売却し、県内のスーパーで販売されていた事実等が判明した。

産業廃棄物処理業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）及び関係法令に基づき、廃棄物の適正な処理を行うことにより生活環境の保全を行わなければならないところ、今回の上記会員の不適正処理事案は、受託した食品廃棄物を食品として売却するという信じがたい行為を行った。

#### 第2 上記会員が定款第9条に規定する除名に相当すると判断した理由

当法人の理事会は、上記第1に示した事実により、下記のとおり判断した。

### 記

#### 1. この法人の名誉をき損する行為

上記会員の不適正処理事案は、受託した食品廃棄物を食品として売却した行為であり、食品衛生上の問題で消費者に多大な迷惑・心配を掛け、産業廃棄物処理業界の社会的信頼を大きく失墜させるものであり、当協会の名誉をき損した行為である。

## 2. 定款第3条の目的に違反する行為

上記会員の不適正処理事案は、受託した食品廃棄物を食品として売却した行為であり、廃棄物処理法及び関係法令に基づき、廃棄物の適正な処理を行うことにより生活環境の保全を行わなければならないという、当協会の目的である、「産業廃棄物の適正な処理及び再生利用についての調査研究、研修、指導、普及等を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与すること」に違反する行為である。

以上、上記1及び2により、上記会員の行った行為は、当法人の定款第9条第2号の「この法人の名誉をき損し、又はその目的に反する行為をしたとき。」に該当する。

よって、上記会員は、当法人定款第9条に規定する除名に相当する。

以上のとおり提案いたします。

平成28年3月7日

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会  
会 長 永 井 良 一